

来春、進学・就職予定の方（母子及び父子家庭の児童・父母のない児童）へ

# 母子及び父子福祉資金・進学相談会

母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方や父母のない児童等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付を行います。**本資金は、あくまで「貸付」であり、返済義務があります。**

## 1. 母子及び父子福祉資金の種類

種類	資金の用途
修学資金	児童が高等学校、大学などに就学するための授業料、アパート代等に必要経費
就学支度資金	児童が高等学校、大学などへの入学に際しての入学金、被服費等に必要経費
修業資金	児童が修業施設で技能取得するための授業料、交通費に必要な経費
就職支度資金	就職するのに直接必要な被服費等に必要経費

## 2. 貸付申請に必要な事項・書類

- ・申請者：申請者は原則児童本人とし、借受人となります。
- ・法定代理人：児童が高校生以下の場合、保護者（親権者）が法定代理人になります。
- ・連帯保証人：収入・資産等により**保証能力のある第三者保証人（1名）**が必要です。  
（原則として**県内に住む借受人の親族及び申請者と別世帯で、償還完了時の年齢が70歳未満の方**）
- ・添付書類：戸籍謄本、住民票、所得・課税証明書、家計の状況表など

## 3. 修学資金・就学支度資金の事前申請

- ・**原則1月末まで**に錦江町役場介護福祉課を通じて、貸付申請書等を提出してください。
- ・進学する学校の納付金納入の時期に間に合わないことがありますので、早めにご相談ください。
- ・**既に納付済みの場合は、貸付けは認められません。**

## 4. その他注意事項

- ・**日本学生支援機構奨学金等の公的奨学金や金融機関等の借入を受ける予定の児童**については修学資金の貸付けは受けられません。ただし、その奨学金の額では、授業料等が不足し、母子及び父子福祉資金貸付の限度額まで必要な方は、不足分の貸付け（奨学金と本資金の貸付限度額との差額が上限）を受けることは可能です。
- ・貸付申請書等の書類は、錦江町役場介護福祉課にあります。

## 進学のための相談会開催のお知らせ

相談会では、大隅地域振興局の母子父子自立支援員がお話を伺いながら個々にシミュレーションを実施し、早期に資金計画を立てることができます。進学間近になってからの相談では貸付け等の申請が間に合わない場合がありますので、この機会にお気軽にご相談ください。

日時▶ **8月22日** ☎  
10:00～15:00（最終受付 14:30）  
場所▶ 錦江町役場 1階 相談室  
※一人当たり 30分程度で、先着順となります。  
持参物▶ ①収入が確認できる書類  
②志望校進学時の必要経費のわかるもの

※詳細は、県のホームページをご覧ください。か、錦江町役場介護福祉課までお問い合わせください。

**お問い合わせ先 錦江町役場 介護福祉課 ☎ 22-3042**

### 政策企画課 ☎ 22-3032



令和5年度の補助金は予算が達したため  
**住宅リフォーム補助金受付終了**

令和5年度の住宅リフォーム補助金は予算が達したため申請の受付は終了しました。空き家リフォーム補助金、空き家解体補助金の申請の受付は引き続き行っています。



### 住民税務課 ☎ 22-3037 / 住民生活課 ☎ 25-2511



「国保滞納整理月間」に合わせて実施  
**町税や保険料等の徴収を強化**

鹿児島県内全ての市町村が8月と12月に滞納整理強化月間を設け、国保税の収納率の向上等に取り組むことになっています。本町では「国保滞納整理月間」に合わせ、国保税以外の町税や保険料などについても勧告や徴収の強化を行います。

後期高齢者医療保険料に滞納があると、**高額療養費の限度額認定が受けられない場合**があります。また、介護保険料に滞納があると、いざ介護を受ける状況になった場合に、**介護サービスの利用者負担等が多くなる**ことがあります。

**実施内容** 町税や保険料などについても行います  
未納者に対して、職員による電話催告や夜間徴収などを行いますのでご協力ください。

**催告などに応じない場合▶** 預貯金の有無・財産を把握するため、金融機関や勤務先への調査を行います。また、再三の催告にも応じず、納付に対する誠意が見られない滞納者に対しては、預金や給与等の差押えを行います。



※やむを得ない事情で納付が困難な場合は、納付しないのではなく、お早目にご相談ください。

- お問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3037  
住民生活課 ☎ 25-2511  
後期高齢者医療保険料 健康保険課 ☎ 22-3041  
介護保険料 介護福祉課 ☎ 22-3043

### 総務課 ☎ 22-0511



申込期限は令和5年8月21日まで  
**令和6年度錦江町職員を募集**

令和6年度採用の錦江町職員を募集します。一次試験を9月17日☎に行いますので、受験を希望される方は8月21日☎までにお申し込みください。

募集職種▶ 一般事務、土木技師

一次試験▶ **9月17日** ☎ 9:00～

試験会場▶ 錦江町役場 本庁3階

受付期間▶ **8/21** ☎ まで（17時必着）

**受験資格** 18歳～21歳 / 高等学校卒業以上

平成14年4月2日（21歳）から平成18年4月1日（18歳）までに生まれた方で、高等学校卒業以上の者、または令和6年3月に卒業見込みの者



**申込方法** 提出期限は8月21日☎ 17時まで

申込書に必要事項を記入し、下記提出先まで持参か郵送で提出してください。くわしくは錦江町ホームページをご覧ください。



〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地  
錦江町役場 総務課 職員採用担当 宛

### 住民税務課 ☎ 22-3039



8月は「人権同和問題啓発の強調月間」  
**8/16 特設人権相談所を開設**

人権はすべての人間が生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための基本的な権利であり、個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利です。この機会にあなたの身近なことから人権について「自分のこと」として考え行動しましょう。

**特設人権相談所の設置** 相談は無料です

日程▶ **8月16日** ☎  
場所▶ 錦江町役場 田代支所 1階 会議室  
相談内容▶ 家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など  
※秘密は固く守られます。

●お問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3039